平成２７年（フ）第７５号
茨城県稲敷郡阿見町大字実穀1518番地226
債務者　兼平　　守
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８４号
茨城県つくば市上ノ室1689番地
債務者　岡田　和子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８６号
山梨県甲府市住吉１丁目16番10号　板山アパート２階
債務者　金沢　建一
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
山梨県甲府市富竹１丁目１番４号　ラフィーネ甲府美術館通り1001号
債務者　三谷暁希子
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
山梨県笛吹市石和町松本420番地　山一荘10号
債務者　菊池　昭雄
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７６号
長野市篠ノ井布施五明110番地　北五明東団地９―68
債務者　岩本　　健
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３号
滋賀県長浜市法楽寺町32番地12
債務者　堀江　明彦
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３５０号
広島市安芸区矢野東７丁目１番１号
債務者　中田　圭子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６７号
広島市西区大宮２丁目９番15―101号
債務者　小松　　伸
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２３号
香川県丸亀市西平山町290番地２　マリオン城北507号
債務者　西本愛こと　**西**本　　愛（旧姓飛鷹・八倉）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第９３号
福岡県久留米市西町1480番地　加奈田マンション202号
債務者　福山　　究
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０１号
福岡県うきは市浮羽町西隈上５番地９　浮羽一番館中棟Ｄ号
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１６２号
鹿児島県鹿児島市南郡元町16番19号　南鹿児島駅前マンション203号
債務者　朝　　弘和
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目55番83―110号
債務者　渡邊　和人
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目２番21号　ベガサス５　205号
債務者　芳尾　美貴
1　決定年月日時　平成27年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
鹿児島県西之表市西之表10378番地18
債務者　上妻　　恵
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４０号
鹿児島県奄美市名瀬大字名瀬勝1643番地
債務者　山元　勝秀
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部